

鹿児島市行政改革大綱

平成 29 年 3 月

鹿児島市

目 次

【行政改革大綱の体系図】	1
1 これまでの取組み	2
2 本市を取り巻く行財政環境の変化	4
(1) 人口減少・超高齢社会の進行	4
(2) 厳しさを増す財政状況	5
(3) 市民ニーズの変化と行政サービスの担い手の多様化	6
(4) 地方分権改革の進展や地方創生の推進など新たな課題への対応	7
3 行政改革の基本的な考え方	8
(1) 目指す方向性	8
(2) 推進方針	9
① 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革）	9
② 成果を意識した効率的な行財政運営の推進（量の改革）	9
(3) 推進体制、推進期間	10
① 推進体制	10
② 推進期間	11
4 推進方針に基づく具体的な推進方策	12
(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革）	12
① 市民サービスの向上	12
② 透明性と情報発信力の向上	12
③ 市民との協働の推進	13
④ 人材の育成と職員の能力向上	13
(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進（量の改革）	14
① 事務事業の見直し	14
② 健全で持続可能な財政運営	14
③ 時代に即応した組織・機構の構築	14
④ 定員の適正な管理	15
⑤ 公共施設等の総合的な管理	15
⑥ 民間活力の活用	15
－用語解説－	16

【行政改革大綱の体系図】

＜本市を取り巻く行財政環境の変化＞

- ・ 人口減少・超高齢社会の進行
- ・ 厳しさを増す財政状況
- ・ 市民ニーズの変化と行政サービスの担い手の多様化
- ・ 地方分権改革の進展や地方創生の推進など新たな課題への対応



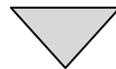
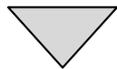
【目指す方向性】

将来を見据えた行政サービスの最適化の推進

【推進方針】

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供
(質の改革)

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進
(量の改革)



【具体的な推進方策】

- ① 市民サービスの向上
- ② 透明性と情報発信力の向上
- ③ 市民との協働の推進
- ④ 人材の育成と職員の能力向上

- ① 事務事業の見直し
- ② 健全で持続可能な財政運営
- ③ 時代に即応した組織・機構の構築
- ④ 定員の適正な管理
- ⑤ 公共施設等の総合的な管理
- ⑥ 民間活力の活用



大綱に基づく行政改革推進計画

1 これまでの取組み

本市は、これまで、昭和 61 年度以降、五次にわたり行政改革大綱を策定し、社会情勢や市民ニーズの変化に的確に対応しながら、効率的な行政運営を推進してきました。

第五次行政改革大綱においては、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間の推進期間とし、「親切で無駄のない市役所の構築～市民とのパートナーシップを礎に～」を目標に、「市民に優しい質の高い行政サービスの提供」、「職員の意識改革と人材育成」、「スピード感を持った効果的な行財政運営の推進」など 6 つの重点取組事項を掲げ、158 項目に取り組み、概ね計画どおりに実施することができました。

主な取組実績としては、ワンストップ窓口の構築や住民票等のコンビニ交付システムの構築、職員の能力向上を図る研修や業務改善運動の実施に取り組みました。

また、業務委託の拡大や指定管理者制度の導入など民間力の活用を推進するとともに、適正な定員管理の推進や徹底した事務事業の見直しを図ったほか、経費縮減や自主財源の確保など健全財政の維持に向けた取組み等により、推進期間（5 年間）の取組効果額は、約 47 億 5 千万円となりました。

さらに、外部有識者等による行政評価の実施やコミュニティビジョンの策定など市民との協働の推進を図ったほか、職員の地域活動等への参加を促進するなど社会貢献活動に積極的に取り組みました。

これら市政全般にわたる行政改革を着実に実施したことにより、行政サービスの向上と効率的な行財政運営及び市民との協働の推進が図られました。

【参考：本市の行政改革の取組経過】

■ **第一次行政改革大綱（推進期間：昭和 61～63 年度）**

（主な取組み）

- ・ 文書ファイリングシステムの導入
- ・ 庁舎夜間警備、駐車場整理業務の委託
- ・ 住民基本台帳事務の電算化
- ・ ワープロ、パソコンの導入 など

■ **第二次行政改革大綱（推進期間：平成 8～10 年度）**

（主な取組み）

- ・ 市税の前納報奨金制度の見直し
- ・ 行政手続条例の制定
- ・ し尿処理業務の見直し
- ・ 高齢層職員の昇給停止 など

■ **第三次行政改革大綱（推進期間：平成 14～16 年度）**

（主な取組み）

- ・ 食肉センターの民営化
- ・ パソコンの 1 人 1 台配置
- ・ 電子申請サービスの開始
- ・ 市民参画条例の制定
- ・ 行政評価システムの導入 など

■ **第四次行政改革大綱（推進期間：平成 18～20 年度）**

（主な取組み）

- ・ コールセンターの開設
- ・ 住民異動シーズンにおける窓口の開設時間延長
- ・ 指定管理者制度の導入
- ・ 適正な定員管理
- ・ N P O 等市民活動の促進 など

■ **第五次行政改革大綱（推進期間：平成 22～26 年度）**

（主な取組み）

- ・ ワンストップ窓口の構築
- ・ 住民票等のコンビニ交付システムの構築
- ・ 適正な定員管理
- ・ 平川動物公園飼育業務の委託（28 年度から指定管理者制度導入）
- ・ コミュニティビジョンの策定及び推進 など

2 本市を取り巻く行財政環境の変化

本市を取り巻く行財政環境は、人口減少・超高齢社会の進行、厳しさを増す財政状況、市民ニーズの変化と行政サービスの担い手の多様化、地方分権改革の進展や地方創生の推進などの新たな課題への対応など、大きく変化してきています。

(1) 人口減少・超高齢社会の進行

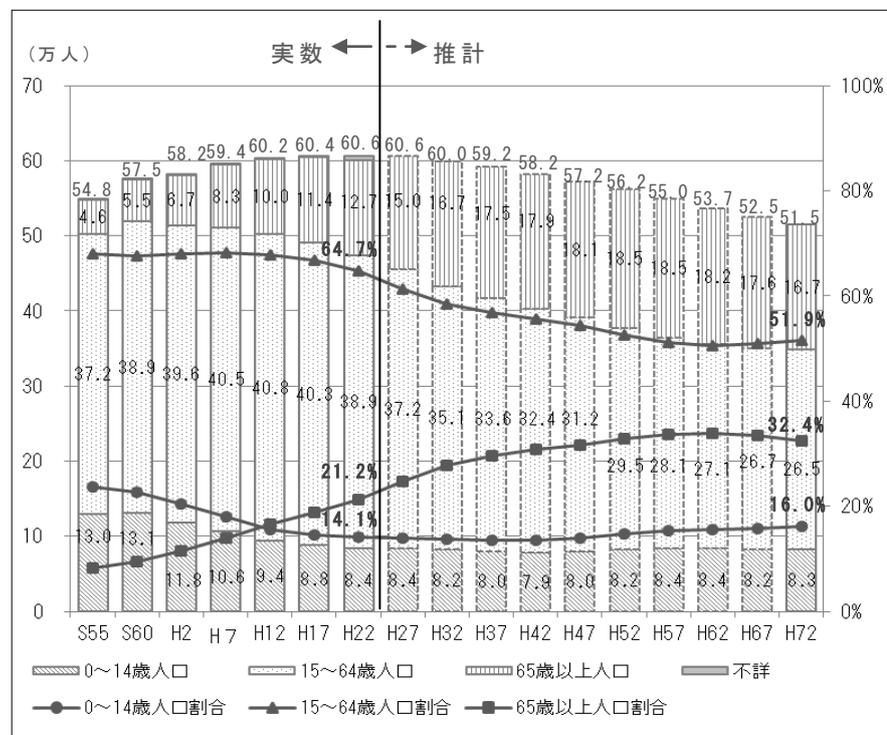
平成 20 年に始まった我が国の人口減少は、今後、年少人口（0～14 歳）の減少と老年人口（65 歳以上）の増加、さらには老年人口さえも減少していく人口構造の変化を伴いながら加速度的に進むことが予測されています。

本市においても、総人口について昭和 55 年以降の推移をみると、平成 22 年まで一貫して増加していますが、その後は減少に転じ、地方創生による取組みを踏まえた「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」が目指す将来人

口は、平成 72 年には約 51 万 5 千人に減少すると予測されています。

同様に年齢 3 区分別人口の割合の推移をみると、年少人口は平成 42 年まで減少、その後は横ばいであり、生産年齢人口（15～64 歳）はほぼ一貫して減少し

【図 1 総人口の変化】



※昭和 55 年～平成 22 年については国勢調査人口（合併前 5 地域も合算）
平成 27 年以降については「鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」より作成

ている一方で、老年人口はほぼ一貫して増加してきており、平成 12 年には年少人口を上回り、平成 72 年には 32.4%まで上昇すると見込まれています（図 1 参照）。

こうした人口減少等は、労働力人口の減少や経済・産業活動の縮小を引き起こすとともに、高齢者の増加に伴い社会保障費を増大させることなどが懸念されていることから、持続可能な財政基盤の維持や将来を見据えた都市づくり、定住促進や交流人口の拡大などを一層進めることが求められています。

(2) 厳しさを増す財政状況

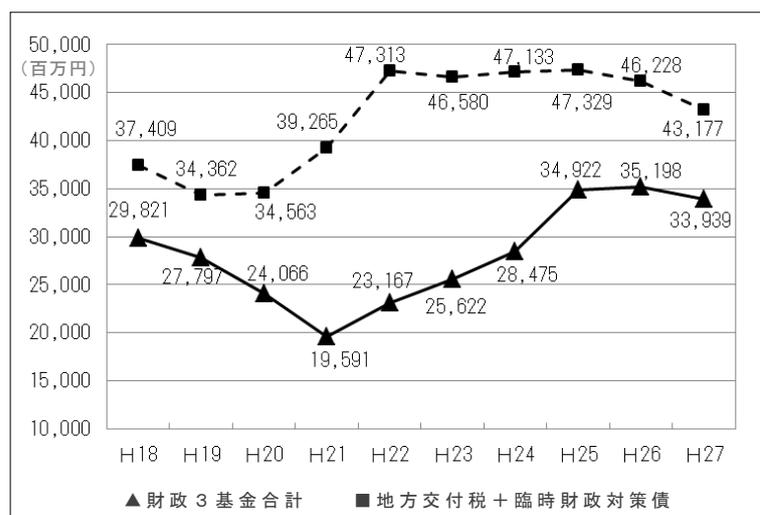
国においては、厳しい財政状況等を踏まえ、経済再生と財政健全化の双方の達成を目途として、平成 27 年度に「経済・財政再生計画」を策定し、集中的に改革に取り組んでおります。その中で、各自治体における業務改革の取組状況を比較可能な形で公表するとともに、歳出効率化に向け、他団体のモデルとなる民間委託や指定管理者制度の活用等に取り組んでいる自治体の経費水準を、地方交付税の単位費用の積算に反映するトップランナー方式を導入するなど、自治体全体の行財政改革の取組みを加速することとしています。

本市においては、歳入面では、地方税が経済情勢の改善に伴い増加基調にあります。

が、人口減少に伴い今後減少していくことが推測されます。また、地方交付税等は、平成 25 年度以降年々減少し、今後は大幅な減少が見込まれ、財政 3 基金の残高も、今後減少が見込まれます（図 2 参照）。

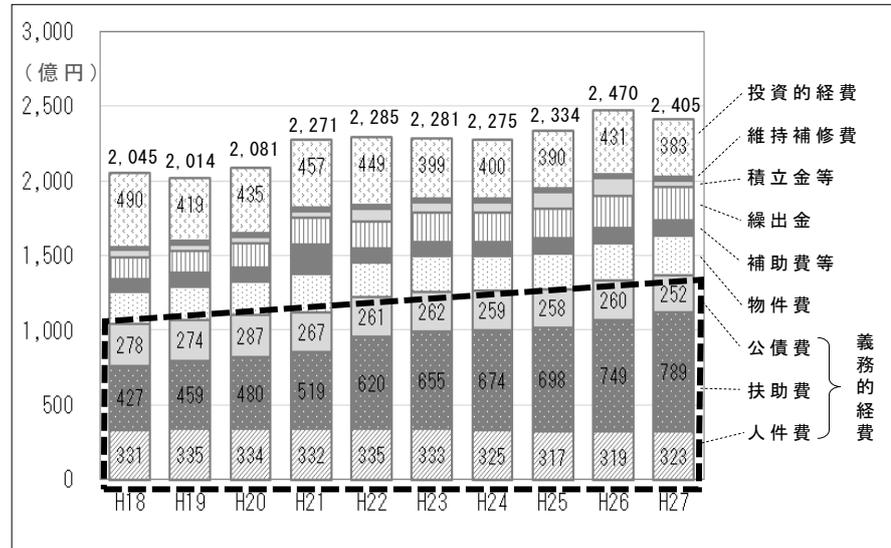
一方、歳出面では、

【図 2 財政 3 基金及び地方交付税等の推移】



超高齢社会の進行などに伴い、扶助費が平成18年度から27年度にかけて362億円の大幅な増加となっています。この扶助費に人件費と公債費を加えた義務的経費も年々増

【図3 性質別歳出の推移（普通会計）】



加しており、平成27年度では、歳出全体の約57%を占めています（図3参照）。さらに、公共施設等の老朽化に伴う維持・更新の経費が今後大きな財政負担になることが見込まれています。

また、財政の弾力性を示す経常収支比率は、平成27年度には88.7%と高く、全国的にも同様の傾向ではあるものの、財政の硬直化が進んでいます。

このようなことから、将来を見据えた効率的で健全な財政運営が求められています。

(3) 市民ニーズの変化と行政サービスの担い手の多様化

人口減少・超高齢社会の進行など、社会構造の変化に伴い、各種行政サービスを利用する市民の数や年齢層の変化がみられ、今後増加する高齢者が元気で快適に暮らし活躍できる環境づくりや、次世代に向けた子育て環境の充実がより一層求められるなど、市民ニーズは、今後においてもさらに多様化・高度化することが見込まれます。

このような市民ニーズに対しては、財政面からもすべてに対応することは難しく、また、行政による均一のサービスだけでは必ずしも的確に対応できない状況も生じてきております。また、一方で、市民や地域団体、NPO、民間事業者などの多様な主体がサービスの担い手として、

公共の分野において活躍する領域が拡大してきています。

こうした中で、行政と市民等が、それぞれの役割と責任を明確にした上で連携・協働し、市民ニーズに的確に対応した行政サービスの充実を図ることが求められています。

(4) 地方分権改革の進展や地方創生の推進など新たな課題への対応

地方分権については、国によるこれまでの二期にわたる改革で、地方に対する権限移譲や規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）等が進められ、今後は、地域の特性に即した課題の解決を図るため、全国共通的な改革ではなく、地方からの提案に基づく改革を進めることとされています。

また、我が国が直面する地方創生・人口減少克服という構造的課題に国と地方が総力を挙げて対応するため、国においては「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定（平成 26 年 12 月）しています。本市においても『しごとで活力を「つくる」』、『結婚・出産・子育ての希望を「かなえる」』、『まちの魅力を「みがく」』、『ひと・まちを多彩に「つなぐ」』の 4 つの基本目標を掲げた「鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定（平成 27 年 12 月）・推進しているところです。

このような新たな課題にも適切に対応する必要がある中、本市のまちづくりの基本的な指針となる「第五次鹿児島市総合計画 後期基本計画」（平成 28 年度に策定予定）では、国の動きや社会経済情勢の変化等を踏まえ必要な見直しを行うとともに、地方創生総合戦略に掲げた新たな施策を盛り込んだところであり、これらを着実に推進していくことが必要です。

3 行政改革の基本的な考え方

本市を取り巻く行財政環境の変化に対応し、将来にわたり、質の高い行政サービスを持続的に提供できる行財政運営に向け、これまでの行政改革大綱の考え方を継承しつつ、さらなる行政改革に取り組む必要があります。

(1) 目指す方向性

本市を取り巻く行財政環境の変化に伴い、行政資源（ヒト・モノ・カネ）の制約が強まってきていることから、必要性の高い施策・事業へ資源を優先的・重点的に配分するなど、将来を見据えながら、「選択」と「集中」による資源の最適配分の推進を図ることがますます重要になってきています。

そのため、これからの行政改革では、限られた行政資源の中で行政責任を確保しながら、多様化・高度化する市民ニーズ等に対して、迅速性、的確性、実効性を追求し、市民の満足度を高める行政サービスを提供する「質的」な改革と、事務事業の見直し等によるコスト削減や定員の適正な管理などの「量的」な改革をさらに進める必要があります。

このような改革で生み出された行政資源を最適配分することにより、本市の将来ビジョンとなる「第五次総合計画後期基本計画」に掲げた施策等や、「鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」における人口減少問題の克服等に向けた取組みを推進し、本市の都市像である『人・まち・みどり みんなで創る“豊かさ”実感都市・かごしま』の実現を図ります。

以上を踏まえ、行政改革の目指す方向性を

「将来を見据えた行政サービスの最適化の推進」

とし、次の推進方針に基づき取り組んでいきます。

(2) 推進方針

① 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革）

市民が主役の市政を推進するため、市民の視点に立ち、さまざまな手段や機会を通じて多様化・高度化する市民ニーズを的確に把握し、常に改善を行い、行政サービスの質の向上に取り組みます。

また、市民と情報を共有することが大切であることから、市民への情報公開や市政に関する情報の積極的な発信に努めるとともに、計画策定や事業実施等における市民参画のさらなる推進を図ります。

市民や地域団体、NPO、民間事業者などの多様な主体が、公共サービスの担い手としてさまざまな分野で活躍していることから、行政と市民等がそれぞれの責任と役割を分担しながら、連携・協力し合う協働の体制づくりを推進します。

さらに、市民が必要とする質の高い行政サービスを提供するため、職員の資質向上や意識改革を一層推進します。

② 成果を意識した効率的な行財政運営の推進（量の改革）

行政責任を確保しながら、限られた行政資源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるため、PDCA（Plan-Do-Check-Action）サイクルによるコストや成果を意識した事務事業の徹底した見直しを行うとともに、自主財源の確保や歳出の効率化を図ります。

また、時代に即応した組織・機構を構築するとともに、厳しい行財政環境の下でも、必要な行政サービスを提供できる体制を確保するため、民間において対応できる分野は積極的に民間活力を活用し、行政は行政でなければ対応できない分野に重点的に対応するなど、行政資源の最適配分に努め、効率的で健全な行財政運営を推進します。

さらに、今後の人口減少等による公共施設等の利用需要の変化に対応するため、長期的な視点をもって更新・長寿命化等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ります。

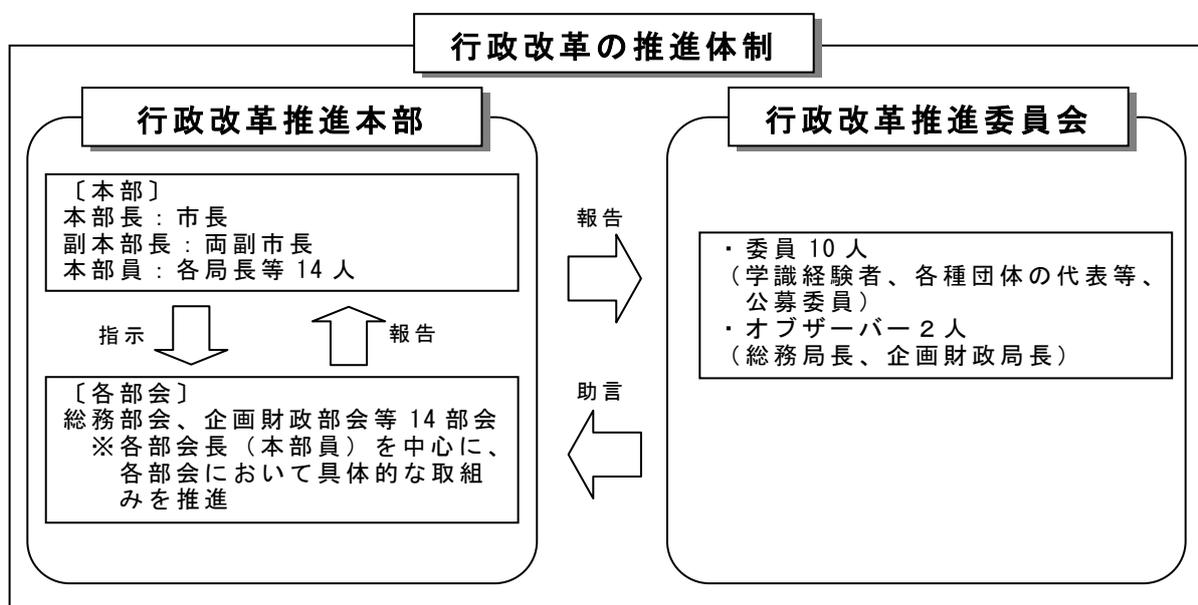
(3) 推進体制、推進期間

① 推進体制

本大綱に基づく行政改革の取組みを着実に推進していくため、行政改革推進計画を策定し、年次的に取り組んでいきます。また、同計画については、数値目標の設定に努め、P D C Aサイクルにより、着実に推進するとともに、毎年度の進捗状況や環境の変化に的確に対応し、適宜、内容の見直しを行います。

推進体制としては、行政改革の進行管理は、市長を本部長とする鹿児島市行政改革推進本部が担うこととし、同推進本部の構成メンバーである本部員（各局長等）は、各部会の部会長として、担当部署における行政改革に取り組めます。

また、毎年度の行政改革の推進状況については、定期的に鹿児島市行政改革推進委員会に報告し、各面から助言を受けるとともに、ホームページ等でも公表し、市民の意見を行政改革の取組みに活かします。



② 推進期間

行政改革大綱及び行政改革推進計画の推進期間は、第五次総合計画後期基本計画の計画期間にあわせ、平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間とします。

4 推進方針に基づく具体的な推進方策

(1) 市民ニーズに対応した質の高い行政サービスの提供（質の改革）

① 市民サービスの向上

各種アンケート調査や「市長とふれあいトーク」など、さまざまな手段や機会を活用して市民ニーズの的確な把握に努めます。

I C T（情報通信技術）を積極的に活用し、市が保有するデータを市民等が利活用しやすい形で公開するオープンデータ化の推進やマイナンバー制度の適正な運用及びその活用などにより、市民生活の利便性の向上を図ります。

また、「生活・就労支援センターかごしま」及び就労関係情報のポータルサイトによる一体的な就労支援等の実施や市民が利用しやすい図書館づくりなど、便利でわかりやすい市民サービスを提供できるよう市民の視点に立った改善を行い、市民サービスの質の向上に取り組みます。

② 透明性と情報発信力の向上

市民が主役の開かれた市政を推進するためには、市民と行政の信頼関係を高めることが必要であることから、情報公開を積極的に行うなど、市民への説明責任を果たしながら透明性の向上を図ります。

また、すべての市民が、行政サービスを受ける機会を公平に得られるようにするため、幅広い年代の市民との協働による親しみやすい広報紙づくりなど、情報を伝える対象者に合わせたわかりやすい情報の提供にさらに努めるとともに、必要な情報を必要な時に得られるよう、ホームページやテレビ等に加え、フェイスブックやツイッター等のSNSを積極的に活用し、情報を幅広くかつタイムリーに発信するほか、職員一人ひとりの広報力のスキルアップに努めるなど、情報発信力の向上を図ります。

③ 市民との協働の推進

パブリックコメント手続の実施等により、計画策定や事業実施等における市民参画を積極的に進めます。

また、地域課題の解決に向けた市民やNPO等との協働事業の推進や大学との連携協定による取組みなど、市民、地域団体、NPO、民間事業者、大学などの多様な主体と行政が、それぞれの知恵や力、強みを活かし、防災や環境等のさまざまな分野で連携・協力し、協働によるまちづくりを推進します。

さらに、市民や行政、関係団体等が協働して事故やけがを予防するセーフコミュニティの取組みの全市展開を図るとともに、地域コミュニティ協議会への活動支援や活動を担う人材の育成などにより、地域の特性を活かした協働によるコミュニティづくりに取り組みます。

④ 人材の育成と職員の能力向上

専門研修や派遣研修等の充実を図り、職員の政策形成能力やコミュニケーション能力等を向上させるとともに、一人ひとりが高い目的意識と経営感覚を持ち、創意工夫しながら市民目線で業務を遂行できる職員を育成します。

市民から信頼され、またその信頼に応える組織風土を確立するため、公務員倫理研修の実施等により意識の高揚を図るほか、職員へのストレスチェックの実施など健康管理の充実を図り、職員が高い志気を持って能力を十分に発揮できる体制づくりを進めます。

また、職員が地域社会の一員としての役割を果たすことができるよう、町内会活動やボランティア活動等への積極的な参加を促進します。

(2) 成果を意識した効率的な行財政運営の推進（量の改革）

① 事務事業の見直し

多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政課題については、迅速かつ的確に対応するとともに、既存の事務事業については、改善・廃止・統合・縮小等に積極的に取り組むなど、適切な見直しを行います。

見直しにあたっては、行政評価も活用し、必要性や費用対効果、事業主体の妥当性等を検証するほか、ICTの活用等により、業務の効率化や省力化を図ります。

② 健全で持続可能な財政運営

市税の徴収強化策の積極的な取組みによる税収増やふるさと納税の推進のほか、公共施設等を活用した新たな広告収入の確保や適正な受益者負担の観点からの使用料・手数料の見直しなど、自主財源のより一層の確保に努めます。

また、徹底した事務事業の見直し等による経費の節減・合理化を図るとともに、市債の発行抑制や補助金の廃止・統合等に努めるなど、計画的かつ柔軟な財政運営により健全財政を維持します。

さらに、統一的な基準による地方公会計の整備により、財務情報を市民にわかりやすく開示します。

③ 時代に即応した組織・機構の構築

社会経済情勢や市民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応できるよう、所期の目的を達成した組織の廃止や新たな行政課題に即応した施策を効果的に展開できる組織の設置など、不断の見直しを行い、市民にわかりやすく、機能的で効率的な組織・機構の構築に努めます。

④ 定員の適正な管理

職員配置にあたっては、国の示したトップランナー方式などを踏まえ、業務のあり方の見直しを行い、職員が実施すべき分野に集中的に配置するなど、中長期的な視点に立った選択と集中による適正な定員管理に一層努めます。

そのため、事務事業の見直しや民間活力の活用、時代に即応した組織・機構の構築等による人員の削減を進めるとともに、新たな行政需要等に的確に対応できるよう適切な人員配置を図ります。

⑤ 公共施設等の総合的な管理

「鹿児島市公共施設等総合管理計画」（平成 28 年 3 月策定）で掲げた、『質・量の適正化』、『総合的な管理・保全の強化』、『民間活力の活用・市民協働の推進』、『推進体制の検討』の 4 つの基本方針に基づき、建築物は『更新を迎える建築物の面積について 20%程度削減する』、インフラは『現状の予算額の範囲内で長寿命化等を推進する』ことを基本に、総合的な公共施設等の管理を行います。

また、学校施設や市営住宅、道路等の施設ごとに、今後の維持管理や延べ床面積の縮減等についての具体的な取組方策を定める個別施設計画を策定・改訂します。

⑥ 民間活力の活用

行政サービスについて、国の通知等も踏まえ、民間が提供することにより、サービス水準の維持向上やコストの削減を図ることができると見込まれる場合には、行政責任の確保に留意しながら、積極的に民間委託等を推進します。

また、指定管理者制度については、施設ごとに導入の効果等を検証するとともに、新たな施設への導入を図ります。

さらに、P F I 手法の活用や施設運営等の民間移管など、さまざまな手法による民間活力の活用を推進します。

－用語解説（五十音順）－

【ICT】

Information and Communication Technology の略で、情報・通信に関連する技術一般の総称。技術そのものだけでなく、情報通信技術を利用した製品・サービス、それらが普及している状態をいう場合もある。

【一般財源と特定財源】

一般財源は、その使途が特定されず、地方公共団体の裁量によって、どのような経費にも使用できる財源で、地方税や地方交付税などがある。特定財源は、その使途が特定されている財源で、国庫支出金や地方債（臨時財政対策債を除く）などがある。

【SNS】

Social Networking Service の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。

【NPO】

Non-Profit Organization（非営利組織）の略で、営利を目的としない公益的な市民活動などを行う組織、団体のこと。

【オープンデータ】

地方公共団体などが保有する公共データを、市民や企業などに利活用されやすいように機械判読に適した形で、二次利用可能なルールの下で公開すること。地元 ICT 企業等がオープンデータを利活用して、市民生活に便利なサービス（スマホ用アプリなど）を開発することなどにより、地域経済の活性化や市民生活の利便性向上などが期待される。本市では、地図データなどを公表している。

【鹿児島市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン】

本市人口の現状を分析するとともに、平成 72 年の人口の長期展望や人口減少問題の克服等を目指すための基本的視点を示し、「鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、効果的な施策を企画立案する重要な基礎となるもの。

平成 72 年の本市の総人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計準拠（主に平成 17 年～22 年の人口動態を勘案した将来人口推計）によると約 41 万 7 千人となっている。この推計方法に従いつつ、地方創生の取組みによって、出生・死亡に伴う自然動態と、転入・転出に伴う社会動態を改善することにより、平成 72 年の本市人口は 51 万 5 千人と推計している。本市の長期的な目標として、人口規模「51.5 万人程度」を維持するとともに、あわせて人口構造の若返りを目指すこととしている。

【鹿児島市まち・ひと・しごと創生総合戦略】

「人口ビジョン」を基礎に、将来にわたって地域の活力を維持し、地方創生に積極的に対応していくための指針として、平成31年度までの本市の地方創生に向けた目標や基本的方向、主な施策等を整理したもの。

『しごとで活力を「つくる」』、『結婚・出産・子育ての希望を「かなえる」』、『まちの魅力を「みがく」』、『ひと・まちを多彩に「つなぐ」』の4つの基本目標を掲げ、それぞれ成果を重視した数値目標を設定している。また、本市の特性を踏まえた重点的かつ先駆的な取組みとして、「世界基準の観光地域づくり」、「健“高”医“良”都市の創造」、「大学との連携強化とふるさと教育の推進」、「連携中枢都市圏の形成」の4つの重点戦略を進めることとしている。

【基準財政需要額】

普通交付税の算定にあたって、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行い、または標準的な施設を維持するために必要な財政需要であり、各行政項目ごとに次の算式によって算定したものの合算額。

$$\text{基準財政需要額} = \text{単位費用} \times \text{測定単位の数値} \times \text{補正係数}$$

【基準財政収入額】

普通交付税の算定にあたって、各地方公共団体の財政力を合理的に測定するために、標準的な状態において徴収が見込まれる税収入を以下の方法で算定した額。

$$\text{基準財政収入額} = \text{標準的な地方税収入} \times 75 / 100 + \text{自動車重量譲与税等}$$

【行政評価】

政策、施策、事務事業について、事前、実施中または事後に、一定の基準や指標をもって、妥当性や達成度、成果を判定する手法。

【協働】

市民と行政がそれぞれの果たすべき役割を自覚し、相互に補完し協力すること。

【経済・財政再生計画】

国において平成27年度に策定した、「経済再生なくして財政健全化なし」を基本方針とした計画で、32年度までの5年間を対象期間に、歳出改革、歳入改革等に取り組むもの。その中で、地方財政においては、地方創生の取組みへの支援とともに、一層の歳出効率化の取組みを促す制度の導入などが盛り込まれている。

【経常収支比率】

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、人件費、扶助費、公債費など毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源等（経常一般財源等）に占める割合。

【公債費】

地方公共団体が発行した地方債の元利償還等に要する経費。

【財政 3 基金】

本市において、年度間の財源の調整を図り、安定的な財政運営に資するために設けた次の 3 つの基金。

① 財政調整基金

各年度間の財源の調整を図り、市財政の健全な運営に資するための基金。

② 市債管理基金

市債の償還及び市債の適正な管理に必要な財源を確保し、将来にわたる財政の健全な運営に資するための基金。

③ 建設事業基金

大規模な市施設の整備事業又は公共用地取得事業の推進に資するための基金。

【自主財源】

地方公共団体が自主的に収入できる財源で、地方税、使用料及び手数料、財産収入などがある。

【指定管理者制度】

地方公共団体が、民間事業者等の団体を指定管理者として指定し、公の施設（スポーツ施設や社会福祉施設、文教施設など、住民の利用に供するために設置した施設）の管理をその指定管理者に包括的に委ねることによって、効率的な管理や利用者サービスの向上を図ろうとする制度。

【第五次鹿児島市総合計画（期間：平成 24 年度～33 年度）】

本市の将来像と長期的なまちづくりの基本目標を明らかにし、その実現に向けた施策の基本的方向や体系を示した上で、市民と行政がともに考え、ともに行動する協働・連携のまちづくりを進めていくための計画。

【地方交付税】

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ地方行政の計画的な運営を保障するために、国税のうち、所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれ一定割合及び地方法人税の全額を、国が地方公共団体に対して交付する税。

地方交付税には、普通交付税と災害等特別の事情に応じて交付する特別交付税がある。普通交付税は、基準財政需要額が基準財政収入額を超える地方公共団体に対して、その差額（財源不足額）を基本として交付される。

【統一的な基準による地方公会計の整備】

国が示した、固定資産台帳の整備と複式簿記の導入を前提とした統一的な基準に基づく財務書類等の整備。

【トップランナー方式】

国の「経済財政運営と改革の基本方針 2015」に位置付けられたもので、歳出の効率化を推進する観点から、歳出効率化に向けた業務改革で他団体のモデルとなるようなものを地方交付税の基準財政需要額の算定に反映する取組み。

対象業務は 23 業務で、学校用務員事務、道路維持補修・清掃等、本庁舎清掃、案内・受付、公用車運転、本庁舎夜間警備、電話交換、一般ごみ収集、学校給食（調理・運搬）、窓口業務については民間委託等による改革、体育館、プール、競技場、公園、図書館、博物館、公民館、児童館等、青少年教育施設の管理については指定管理者制度導入等による改革、その他、庶務業務の集約化、情報システムのクラウド化、公立大学運営の地方独立行政法人化の改革に取り組むこととしている。

【PFI手法】

Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

【標準財政規模】

標準的な状態で通常収入されるであろう地方公共団体の経常的一般財源の規模。

基 準 財 政 — 収 入 額	市町村民税所得割における税源移譲相当額の25%	× $\frac{100}{75}$ +	地方道路譲与税	+ 普通交付税	+ 臨時財政対策債 発行可能額
	地方道路譲与税		地方道路譲与税		
	特別とん譲与税		特別とん譲与税		
	石油ガス譲与税		石油ガス譲与税		
	自動車重量譲与税		自動車重量譲与税		
	航空機燃料譲与税		航空機燃料譲与税		
	交通安全対策特別交付金		交通安全対策特別交付金		
	地方特例交付金		地方特例交付金		

【扶助費】

社会保障制度の一環として地方公共団体が各種法令に基づいて実施する給付や、地方公共団体が単独で行っている各種扶助に係る経費。

【臨時財政対策債】

地方一般財源の不足に対処するため、投資的経費以外の経費にも充てられる地方財政法第 5 条の特例として発行される地方債。地方交付税の算定上、その元利償還金の 100%に相当する額が基準財政需要額に算入される。